

熊本県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により令和3年度（2021年度）包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

令和5年（2023年）1月4日

熊本県監査委員	藤	井	一	恵
同	竹	中		潮
同	高	木	健	次
同	増	永	慎	一郎

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ「地方創生事業に関する財務執行状況について」)

番号	頁	所管部門	回答所属(課名)	事業名	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
1-1	22	商工労働部	商工政策課	熊本市圏東部地域をはじめとした創造的復興による地方創生プロジェクト BCP策定等推進事業	予定価格の歩切りについて	意見	(現状・問題点) BCP策定等推進事業を確認したところ、各種業務委託契約を結ぶにあたり、積算資料や算定基礎の中で単価や工数に基づき設計金額を算出しているが、予定価格調書において設計金額から端数切捨てで減額することで、予定価格が設計金額と異なるものが見受けられた。確認した範囲では、業者からの見積もりの金額が設計金額、予定価格のいずれの額をも下回っていたため実質的な影響はなかったといえる。 設計金額は厳密な積算に基づいて算定されているのであるから、これを安易な歩切りにより、変動させることは好ましくない。また、根拠となる規定も無いことから、設計金額をそのまま予定価格とすることが望ましいといえる。 (改善策) 現在改善に向けて通知等も出されていることから今後は改善されるものと考える。	予定価格の端数処理(歩切り)廃止については、令和3年3月11日付け会第631号及び管調第318号出納局長通知「建設工事等以外に係る予定価格の適正な設定について(通知)」により、令和3年4月1日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約について適用するとされた。 よって、以降の契約について端数処理は行っており、今後も、通知に基づき端数処理は行わないこととする。	実施済
2-1	27	農林水産部	流通アグリビジネス課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 小ロット県産食材販路開拓支援事業	随意契約の選定過程について	意見	(現状・問題点) 卸売業者を活用した販路開拓支援事業(首都圏(関西圏)について、販路開拓を委託する業者を選定するに当たって、業務を委託できる可能性のある3社を選定し、要件を満たしているか検討したうえで、最終的に1社しか合致しなかったことから、随意契約を実施している。そもそも首都圏も関西圏も3社しか検討にあがっていない。随意契約を実施する前提で要件を満たさない業者を対抗馬に選定するリスクもある。3社に絞りこむ過程も明確にする必要がある。 (改善策) 随意契約は例外的に認められる契約方法であることから、相手方を絞り込む過程は透明性を高くする必要がある。今後、絞り込む過程についても記録を残す必要がある。	随意契約は例外的に認められる契約方法であることから、相手方を絞り込む過程は透明性を高くし、絞り込む過程についても記録を残すこととした。単独随意契約する際には、業者の選定経緯がわかるよう記録を残すようにすることとした。	実施済
2-2	27	農林水産部	流通アグリビジネス課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 小ロット県産食材販路開拓支援事業	支援方法について	意見	(現状・問題点) 百貨店等への卸売業者を活用した販路開拓支援事業については令和元年度で終了している。小ロットの生産品を販売する場合、現在の主流はホームページとSNSを活用した販売形式が有効であると考えられる。 しかし、このような販売形式は通信機器に精通しており、SNSでの情報発信に関するノウハウが必要となる。 時代の流れはこのような販売形式に主軸が移ってきていることから、このような販売形式の活用を支援する必要がある。 (改善策) 今後熊本県としてSNSとホームページを活用した小ロット県産食材の販路拡大のための支援を検討すべきである。	小ロット品目の販路開拓では、ネットを活用した販売支援を検討することとした。小ロット品目の販路開拓は、令和元年度までの3年間の事業期間で一定の成果が得られたことから終了。なお、コロナ禍での新たな販路として、ネット通販は非常に有効であることから、国の事業(国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業)の活用について周知を行うこととした。	実施済

番号	頁	所管部門	回答所属(課名)	事業名	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
2-3	28	農林水産部	流通アグリビジネス課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 小ロット県産食材販路開拓支援事業	見積内容の確認について	意見	(現状・問題点) 当該事業は首都圏と関西圏で分けて契約をしている。両社の見積内容を確認したが、項目については概ね一致しているものの、首都圏で契約した業者は人件費(商談・資料作成等)115,463円が存在しており、関西圏ではこの項目がなかった。 また、プロモーションをする食材の掘り起こしのために、来熊し直売所を回るとのことであるが、首都圏の委託者は3回来熊するのにに対し、関西圏の委託者は1回と、回数も異なっている。 このような内容の違いに対して理由を確認したところ、業者側の判断であり、県側としては特に確認はしていないとのことであった。 (改善策) 当該事業の目的を達するうえで、見積内容の吟味は不可欠であり、今後確認することが望まれる。	見積内容については、十分に把握を行うこととした。同種委託事業については、見積内容のバランスについても配慮していくこととした。	実施済
2-4	28	農林水産部	流通アグリビジネス課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 小ロット県産食材販路開拓支援事業	募集期間について	意見	(現状・問題点) スーパーマーケットトレードショー(SMTS)出展支援事業に関し、当該事業の契約について、企画コンペ方式を採用しているが、公告から参加申込期限まで8日しがなく、非常にタイトなスケジュールとなっている。実際この年の参加者は2社のみであり、広く公募ができていたかは疑問である。 (改善策) 今後は十分な公募期間を確保したうえで、競争状態を維持できるよう配慮する必要がある。	十分な公募期間を確保し、より多くの参加者がコンペに参加できるよう配慮することとした。今後公募期間を長くするように改善していくこととした。	実施済
3-1	31	農林水産部	農産園芸課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 中山間地域等JA参入営農モデル事業	事業の対象について	意見	(現状・問題点) 当該事業は事業主体としてJAありきで構築されたものであり、他の法人等による事業展開は当初から検討されていなかった。これは過去におけるJAの実績や中山間地域という条件不利地での取り組みのため、営利を目的とした法人等では実施が困難であると予想されることから、当該事業の目的を達成するにはJAが最適と判断されたためである。 現在のように、JAと同様の事業を展開する団体が存在する中で、何故JAありきなのかは重要な問題である。同様の事業を展開する法人等からすれば、「何故JAだけが補助を受けられるのか、疑問に感じる可能性もある。 (改善策) 今後、このように特定の団体を前提に事業が構築される場合、随意契約の理由と同様に、「なぜこの団体でないといけないのか」「この団体にしかできない機能は何か」等を明確にし、第三者に説明できるようにすべきと考える。	本事業は令和2年度に終了している。 事業主体を特定する事業については、随意契約の理由を整理するだけでなく、選定段階における検討内容について、第三者に明確に説明できるように整理することとした。	実施済
4-1	34	農林水産部	農地・担い手支援課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 農業法人の広域展開支援事業	事業の募集について	意見	(現状・問題点) 当該事業の農業法人に対する要望調査は熊本県のホームページにおいて行っていた。また、関係団体にも要望調査の実施について周知に協力してもらうよう依頼していたが、事業開始後、徐々に要望調査数及び申請・実施数は伸び悩み、当該事業は平成31年度で終了している。 募集のための要望調査が当初ホームページだけであったが、当該事業の存在を知っている法人しか見ない可能性があり、十分周知されていることが前提となる。確認した範囲では関係団体にも周知協力をしてもらっているが、周知として十分であったかが疑問である。 (改善策) 現在はSNS等を活用し、積極的に興味を持つ方に情報発信をする手段もあることから、今後同様の事業を展開する場合、SNS等を活用することが望まれる。 また、今回要望はしたものの申請には至らなかった団体に理由をヒアリングする等し、制度の利用しにくい点があれば今後の参考することが望まれる。	事業要望調査については、市町村、JA等の農業団体、地域振興局への文書通知により幅広く周知することで対応実施済。 今後効果的な媒体があれば活用を検討したい。 事業活用推進については、個別対応を含め、事業内容を丁寧に説明を行うことで対応する。	実施済

番号	頁	所管部局	回答所属 (課名)	事業名	件名	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュアルによる 措置区分
4-2	36	農林水産部	農地・担い手支援課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 農業法人の広域展開支援事業	債務超過の法人に対する補助について	意見	(現状・問題点) 平成29年度に採用された事業において債務超過の法人に対して補助金が支給されていた。債務超過の状態は法人の継続性において問題であり、結果的に補助事業が継続されないリスクが存在している。よって、債務超過状態の法人に補助をするには、事業継続の根拠を持って実施すべきである。 (改善策) 債務超過や不良資産の保有等、事業継続性に影響を与えるような要因を有していないか確認するために、チェックリスト等を活用することが望まれる。	事業継続の根拠については、計画書の確認やヒアリングにおいて確認を行うこととした。債務超過の法人の申請が確認できた場合は、くまもと農業経営相談所を紹介し、経営指導を受けるように助言することとした。 今後同様の事業を行う場合は、経営診断の要件化やチェックリストの活用について検討を行うこととした。 他事業であるが、R4年度から国庫補助事業では、目標とする付加価値額の向上の項目について、根拠資料を作成させ、収入、経費、所得を確認し、経営に見合った投資か、償還に無理がなさそうか、市町村とヒアリング時に確認するようにしている。	実施済
4-3	36	農林水産部	農地・担い手支援課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 農業法人の広域展開支援事業	補助金支給後のモニタリングについて	意見	(現状・問題点) 現在補助金支給後のモニタリングは特に実施しておらず、雇用の継続状態や補助金で購入した資産の保有状況等は把握できていない。県としては、補助金で取得した資産を処分する場合や、管理状況に変化が発生した場合、事業者側から報告するよう求めている。しかし、資産を処分したとしても報告をしない限り発覚しない可能性が高く、管理体制としては十分ではないと考える。 (改善策) 今後は重要な金額の資産の取得をしたものを中心に、サンプルベースで抜き打ちチェックを実施することが望まれる。抜き打ちで実施していることが噂になれば、抑止力としての効果も期待できる。	雇用の継続状況や補助金で購入した資産の保有状況については、R4年度に確認を行った。 サンプルベースでの調査については、事業費の大きな事業者等を抽出し、その後の利用状況の確認を行う方向で検討することとし、R4年度には、他事業で取得金額が高額なものについて、抜き打ちで現地確認を行った。	実施済
5-1	39	農林水産部	林業振興課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 林業・異業種連携機械導入支援事業	概算払いの基準について	意見	(現状・問題点) 令和元年度の事業の中に補助金の全額を概算払いしている例が存在した。 補助金制度の原則的な取り扱いからすれば、事業完了後に支払実績を提示したうえで、補助金が交付される必要があり、概算払いが認められるのは、資金繰り等の理由から概算払いを受けなければ事業を完了できない場合で、やむを得ない状況に限られる。 あくまでも例外的な対応である場合、どのような場合に概算払いが認められるか、ルール明確化が必要である。 (改善策) 今回の全額概算払いしているケースについても、何故概算払いが必要であったか、全額でないといけなかったのか等を明確にすることが望まれる。	今後、概算払いを行う際は、「補助金概算払の支出命令に係る履行確認について(令和4年(2022年)9月8日付け農林水産政策課長通知)」に基づき、補助事業者が行う事業の進捗状況や経費の支出状況等を確認し、概算払いの必要性を明確にして適正に処理していくこととしている。	実施済

番号	頁	所管部局	回答所属(課名)	事業名	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
5-2	39	農林水産部	林業振興課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 林建・異業種連携機械導入支援事業	補助金支給後のモニタリングについて	意見	(現状・問題点) 当該事業では機械等の取得を伴うことから、耐用年数の期間は機械を勝手に処分できないようになっている(林建・異業種連携機械導入支援事業実施要領 第9)。しかし、補助金支給後は特にモニタリングは行っておらず、処分等が発生した場合、事業者側から報告するよう求めているに過ぎない。よって、事業者が報告を失念又は意図的に漏らした場合、資産の処分の事実を県側は把握することができず、事業の目的が達成できない状況を放置することとなる。特に資金繰りの悪化した事業者については、勝手に処分をし、県への報告も実施しない可能性が高い。 (改善策) 今後は重要な金額の資産の取得をしたものを中心に、サンプルベースで抜き打ちチェックを実施することが望まれる。抜き打ちで実施していることが噂になれば、抑止力としての効果も期待できる。	関係規程を改正し、補助事業者は機械取得後耐用年数の期間は、機械の管理状況報告書(現況写真添付)を毎年度知事に提出すること、及び県職員が必要に応じて現地調査を行うことを新たに規定した。	実施済
6-1	41	農林水産部	林業振興課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト くまもと地域材利用拡大促進事業	事業内容について	意見	(現状・問題点) 当該事業の要件として、「くまもと地域材利用拡大推進事業実施要領」第3条において事業主体は地域住宅生産者グループとしており、具体的に特定の事業者(林業・木材産業関係者、建築士・設計事務所、住宅事業者等)が入っていることを求めている。しかし、熊本県としてこの事業を通して達成したいと考えている目標を達成するための施策が、各事業主体が計画している事業においてどのように織り込まれているか、具体的な要件は課されていない。 (改善策) まず、当該事業において県側が達成しようと考えている目標を具体的に定め、これを達成するための具体的な施策を検討する必要がある。 そのうえで、グループの広報活動の中に県として達成したい目標について宣伝してもらい、目標を達成するための具体的な施策が事業計画に織り込まれている等を確認する必要がある。	「くまもと地域材利用拡大推進事業」の後継事業である令和4年度「くまもとの木の家づくり推進事業」においては、地域材の利用率向上のため県産木材の使用量拡大を目標値に定めることとし、事業計画に目標達成のための具体的な活動が計画されていることを確認することとした。 併せて、実績報告時に活動の実施状況を確認するとともに、事業完了後、追加の計測等を行い効果を検証することとした。	実施済
7-1	44	農林水産部	林業振興課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト くまもとの木材グローバルセールス支援事業	事業の達成目標について	意見	(現状・問題点) 当該事業は少しずつ内容を変えながら継続されているが、最終的な目標が明確ではなく、いつまで当該事業を継続するかが明確になっていない。 当該事業における熊本県の役割は以下のように考えられている。 ・事業者では、収集できない各国の情報と課題を整理し、今後和室輸出にチャレンジしたい事業者への情報発信をする。 ・木材だけでなく、建築・設計、家具、建具等、海外にチャレンジしようとする事業者間のネットワークづくりを行う。 ・課題や情報を関係者に還元することで、県内事業者の輸出技術の底上げを図る。 当該事業の実施により上記役割が果たされていることは理解できるが、事業開始後から内容を変えて継続されていることから、フェーズごとの達成目標は設定できているものの、当該事業の最終的な達成目標が明確になっていない。具体的な目標がないと、いつまでも事業を継続する可能性がある。 (改善策) 熊本県として対応すべき事業は山積しており、限られた予算内においては、優先順位をつけて対応しているのが現状である。このような状況においては、いつまでも事業を継続することは難しく、最終的な達成目標を設定し事業の終了を決める必要がある。	本県の農林水産物の輸出額の目標値がR4年8月に見直され、新たに設定された木材輸出の目標値を最終目標とし、目標を達成した時点で事業を終了することとしたい。	実施済

番号	頁	所管部門	回答所属(課名)	事業名	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
8-1	47	農林水産部	むらづくり課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト くまもと里モンプロジェクト推進事業	審査体制について	意見	(現状・問題点) 平成31年度に採択された事業について実績報告書を確認したところ、経費としての妥当性に疑義のあるものがあった。当該事業は熊本県としても積極的に推進した事業であり、毎年50件以上(うち地方創生交付金事業として10件程度)の採択がなされていた事業である。事業要件としても緩和されており、非常に利用しやすい配慮された事業である。 このため、審査する件数が多く業務負担は大きかった可能性がある。また手引きにおける経費とならないものの例示も一部に過ぎないことから、事業の目的に合致しているか判断が難しい事業であったと考える。 (改善策) このような事業においてはより慎重に審査をすることが望まれる。職員の経験と知識が重要であることから、所管課として審査におけるノウハウを蓄積する仕組みづくりが望まれる。	「くまもと里モンプロジェクト推進事業」は平成31年度で終了しており、令和2年度からの後継事業では、県の直接補助から市町村間接補助へ事業の仕組みへ変更している。 なお、後継事業では、事務処理方法等を記載した「市町村担当者向けマニュアル」を作成・配布しており、左記ご意見を踏まえ、当該マニュアルを審査の際の確認事項を盛り込んだ内容に改正・通知した。	実施済
9-1	54	農林水産部	むらづくり課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 世界農業遺産推進事業	今後の事業の方向性について	意見	(現状・問題点) 世界農業遺産の登録については、阿蘇地域の他の様々な事業とも相まって、阿蘇の自然、伝統的な農業、観光資源等を維持していくためにも、今後も継続する可能性が高い。その場合、熊本県としての当該事業における目標や、支出効果に関する評価指標を設定する必要があると考える。 (改善策) 平成25年5月に世界農業遺産に認定されてから8年が経過しようとしており、今後の事業展開について再考をする時期が来ていると考える。 今後の熊本県の関わり方を考えるとともに、負担金を支出することによる効果を評価する必要があると考える。	世界農業遺産推進の活動は、官民一体で暫定リスト入りを目指している「世界文化遺産」の根幹を農耕文化の面から支える活動である。現在、これまで8年間の世界農業遺産の活動を含め、県や市町村及び民間の方々の世界文化遺産登録へ向けた様々な活動の成果が出ようとしている重要な時期である。 なお、県の食料農業・農村計画において県が実施する世界農業遺産の取り組みのKPIを設定し、事業評価を行っている。	実施済
10-1	57	農林水産部	畜産課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 放牧活用型草原等再生事業(継続事業分を除く)	補助金支給後のモニタリングについて	意見	(問題点) 報告を求めた実績及び指導を行った実績の資料の提示を求めたが、事業の初年度である平成29年度の報告書の提出期限が令和4年5月20日であることから、まだ報告書の提出実績がなかった。 事業主体からの報告が3年経過後と長い期間が空くことから、牧野組合等共同利用組織へ放牧頭数の調査を実施しているとのことである。しかし、放牧頭数は当該事業主体だけでなく、全体の頭数であることから、事業自体の効果を評価するには十分ではないと考える。また、事業主体及び導入対象者に対する的確な指導の実施についても、3年経過後では適時の指導ができない可能性がある。 (改善策) 事業目的を達成するためには、導入後のモニタリングと必要な指導が不可欠と考えることから、今後3年後の実績報告の途中にもモニタリングを行うことが望まれる。具体的には途中で中間報告をしてもらうことの検討が望まれる。	補助開始時から導入家畜の事故報告等が実施されており、使用状況のモニタリングや適時の指導は既の実施。また、今後行われる事業主体からの報告に基づき、適切な指導を行うこととした。 中間報告については、事業進捗状況と適切な指導を行うため事業開始から2年目を目途に提出してもらうこととする。	実施済

番号	頁	所管部署	回答所属(課名)	事業名	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
10-2	58	農林水産部	畜産課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト 放牧活用型草原等再生事業(継続事業分を除く)	事業内容について	意見	(問題点) 交付金の申請額に対する補助実績額の割合は年々下がってきている。交付金申請額は各牧野組合等への要望調査を実施したうえで計算されているが、実際には事業に申請をしない団体が存在しているためである。原因としては、家畜の市場価格が希望額より高いことから申請しないこともあるようだが、他に原因がないか調査はなされていない。 (改善策) 貸付期間は資金が拘束されることから、相当程度の余裕資金がないと実施困難であるが、事業主体の財政状態も様々である。熊本県では家畜導入事業として、家畜の導入を円滑に進めるため、事業の補助に要する経費を予め基金として造成する事業を行っているが、一部補助に留まり、また事業目的が異なることから、全ての事業者が利用できるわけではない。 事業を活用しやすいようにするために、事業の内容を見直してはどうか。まず、要望調査では希望していたにも関わらず、実施には申請をしなかった牧野組合に理由を調査し、事業の仕組みを見直すことが望まれる。そのうえで、資金的なことが理由となっている場合は、事業主体に対して導入家畜の購入資金を低利で貸し付けることを検討してはどうか。	事業実施の有無にかかわらず事業の執行について農業団体に口頭調査したところ、農業団体の資金的制約によるものではなく、市場相場が高騰していることから導入を見合わせる農家が多いことが要因と考えられるとのことであった。 そのため、R3年度から実施している後継事業では、運用上で価格が高い黒毛和種よりも放牧適性に優れ、価格が黒毛和種よりも抑えられる褐毛和種を優先することとし、導入頭数の確保を図っている。	実施済
11-1	60	農林水産部	畜産課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト ひと・うし・しごとづくり事業	度重なる事業期間の延長について	意見	(現状・問題点) 空牛舎等活用研修施設整備事業を活用したA農業協同組合について、当初令和元年度内で完了する見込みであったが、平成28年熊本地震の復興工事に人員を取られたことから、施設整備の前提となる村道工事が完了できず、施設整備事業が令和2年11月末まで延伸してしまった。 しかし、会議の議事録を見ると、村道工事施工業者の見通しの甘さと、A農業協同組合員の自治体に対する不信感が読み取れ、果たして震災復旧工事が優先される時期に事業を実施すべきであったか疑問が残る。 (改善策) 大規模地震及び新型コロナウイルス感染症の拡大という不測の事態であり、経験のないことの連続であったことは理解できる。しかし、熊本県は市町村よりも多くの情報を持っていることから、今後同様の事態に直面したときは、より慎重に事業を進めるようアドバイスをし、できるだけ不効率な作業が発生しないよう対応することが望まれる。	補助事業の採択に当たっては、これまでも事業の妥当性や適切な工期が確保されているかなどを考慮して慎重に判断してきたところ。 当該事業の繰越は熊本地震に加え新型コロナウイルス感染症というこれまでにない災害が重なる中、適切な事業実施を行うためにとった措置である。 今回指摘を踏まえ、引き続き、事業が適切に執行されるよう丁寧に対応することを確認した。	実施済
11-2	61	農林水産部	畜産課	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト ひと・うし・しごとづくり事業	研修期間中の研修生の生活支援について	意見	(現状・問題点) 「研修施設初期支援」事業では、事業主が行う担い手確保のための研修施設を整備することを支援している。 過去において当該研修制度を利用した研修生について、状況の確認を依頼したところ、雇用形態は様々であった。一度仕事に就いた者が転職により就農しようとしても、研修期間中に従前どおりの生活費を確保することは困難である。特に家族を有している者が新規就農する場合、研修期間中安心して生活できるかが重要であり、生活維持の不安がある場合は思い切って転職するには至らないと思われる。 また、「農の雇用事業」は熊本県が実施する新たに就農を希望する者を雇用する団体に対して1人あたり年間最大120万円補助する制度であるが、上記研修生の事業主は制度を活用していない。当該事業はあくまでも事業主の指導者に係る費用を助成するものであり、研修生の生活費を補助するものではないためと考えられる。 (改善策) 当該事業の利用度を高め、事業の効果を高めるには、研修設備の導入支援といったハード面だけでなく、研修生の生活費補助といったソフト面の支援が不可欠であると考えられる。	これまでも本事業で研修施設の整備をした農業団体等には、国の農業次世代人材投資事業に係る就農準備研修機関の認定を受けてもらい、研修生が「国からの資金受給」または「雇用」のいずれかの選択ができる体制を整備してきたところ。県内研修機関では、畜産分野の就農準備資金の活用例が広がってきており、制度の普及・啓発を実施する。 このほか、県では認定研修機関に対して研修費を支援するなど、(研修生の)負担軽減にも取り組んでいる。引き続き、国と県の事業を併用しながら新規就農者の支援に取り組む。	実施済

番号	頁	所管部門	回答所属(課名)	事業名	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
12-1	64	商工労働部	労働雇用創生課	「攻めの経営」「選ばれるしごと」による企業力向上プロジェクト 働きやすい職場改善促進事業	予定価格の歩切りについて	意見	(現状・問題点) 働きやすい職場改善促進事業を確認したところ、各種業務委託契約を結ぶにあたり、積算資料や算定基礎の中で単価や工数に基づき設計金額を算出しているが、予定価格調書において設計金額から端数切捨てで減額することで、予定価格が設計金額と異なるものが見受けられた。設計金額は厳密な積算に基づいて算定されているのであるから、これを安易な歩切りにより、変動させることは好ましくない。また、根拠となる規定も無いことから、設計金額をそのまま予定価格とすることが望ましいといえる。 (改善策) 現在改善に向けて通知等も出されていることから今後は改善されるものと考ええる。	予定価格の端数処理(歩切り)廃止については、令和3年3月11日付け会第631号及び管調第318号出納局長通知「建設工事等以外に係る予定価格の適正な設定について(通知)」により、令和3年4月1日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約について適用するとされた。よって、以降の契約について端数処理は行っていない。 なお、働きやすい職場改善促進事業の当該小事業については廃止となっており、業務委託契約を結ぶ小事業も現在存在しないため、今後同種の事業を行う際は、通知に基づき端数処理を行わないこととする。	実施済
12-2	64	商工労働部	労働雇用創生課	「攻めの経営」「選ばれるしごと」による企業力向上プロジェクト 働きやすい職場改善促進事業	受託者の選定方法の変更について	意見	(現状・問題点) 平成30年度働き方改革推進事業業務委託契約において当初の企画コンペ方式により決定した業者がその後辞退したため、実施要項を一部見直し、公募型プロポーザル方式により改めて募集した。 書類上、仕様書の変更はあるものの、選定方法の変更に対する明確な理由が見当たらなかった。ヒアリングしたところ、労働雇用創生課では、働き方改革に関するアドバイザー派遣事業は新たな取組みでもあったことから、発注者と受注者が協議しながら柔軟に業務を進めることができる公募型プロポーザル方式が妥当と判断した、とのことであった。選定方法の変更は、委託先を決定する上で大きな影響があるため、その理由が不明瞭な状況は望ましくないといえる。 選定方法の変更をするのであれば、理由を文書にて明確にすることが望ましいといえる。 一方で、事業者そのものを、言い換えれば事業者の過去の実績に重きを置いて評価する、公募型プロポーザル方式に変更したにも関わらず、評価基準が企画コンペの際の審査項目と大きな変更はなかった。そのため現状では、事業者そのものを評価する項目自体がないことから、プロポーザル方式としての適切な評価がなされたとはいえず問題がある。 (改善策) プロポーザル方式は、事業者そのものを評価する方法でありそこが企画コンペ方式と異なる部分であることから、この点、審査項目にも反映させるべきであったと思われる。	働きやすい職場改善促進事業の当該小事業については廃止となっており、業務委託契約を結ぶ小事業も現在存在しないため、今後同種の事業を行う際は、意見を反映させたうえで実施する。	実施済
13-1	66	農林水産部	農地担い手支援課	「攻めの経営」「選ばれるしごと」による企業力向上プロジェクト 担い手育成支援事業	委託料の前金払について	意見	(現状・問題点) 地方公共団体の支払の原則は、相手方の契約の履行完了後の精算払が原則である。今回確認した前金払については、契約書の取り交わしによりその時点で債務額も確定したものと考えられるが、その後、契約内容が一部変更になり(受託者の責に帰するものではない)、債務額も減額となった。前金払は当初契約の金額に基づいて支払っており、途中で債務額の減額変更がなされた場合でも、前金払の金額まで変更する必要はないと考えられるが、実際になされる前金払の金額と最終的な契約金額との整合性が損なわれてしまう。 (改善策) 契約額の変更が起こり得るものについての前金払は、債務額確定の観点からそぐわない部分があるため、請求時点で必要な金額を積算し、債務額変更にも対応できる概算払の方が良いと思われる。	本事業は令和元年で事業を終了している。令和2年度以降の委託事業からは、前金払いから概算払に改めており、対応策を実施済み。	実施済

番号	頁	所管部門	回答所属(課名)	事業名	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
14-1	72	商工労働部	産業支援課	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト 地域未来投資促進事業	審査基準点を満たす事業計画における予算について	意見	(現状・問題点) 令和元年度において基準点を満たした事業者は3社あったが、その要望額の合計は予算額を大きく上回った。予算を按分して3社へ補助金を交付する案もあったが、補助事業を確実に実施してもらうには要望額と交付額に乖離がない方が事業者のためにもなるとの意見から、得点の高い2社に対し、要望額通り支給するとした。 不採択となった3社目の要望額の満額には及ばないまでも、予算の残額の範囲で交付内定することは可能であり、基準点を満たしている以上、まずは選択の機会を与えることが望ましいものと考えられる。これを受けて辞退するか否かは事業者に委ねればよいと思われる。 (改善策) 「熊本県地域未来投資促進事業補助金(商工観光労働部)交付要項」や「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」等において、予算按分の仕方を明記し、明確なものとした方がよいと思われる。	審査等取扱方針において、審査基準点を満たす事業計画の要望額の合計が予算額を超える場合について、「採択に適した事業計画であるか審議する」とのみ規定していた点を見直し、「予算の範囲内での採択順位及び配分案を知事に提案する」旨を追加した。 審査基準点を満たす事業計画の要望額の合計が予算額を超える場合は、事業者の選択の機会を損なうことのないよう配慮のうえ、審査等取扱方針に基づいた採択順位及び配分を検討することとする。	実施済
14-2	73	商工労働部	産業支援課	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト 地域未来投資促進事業	様式第1号 帳票整理表の見積2について	意見	(現状・問題点) 様式第1号には見積2の記載があり、これについては10万円以上の場合、複数の見積書が必要とされている(「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」では一件あたり10万円以上(税込)物品の購入、委託、外注等の場合は複数者から見積を取り、見積合わせをするとされている。*1社のみしか見積が取れない特殊な事情がある場合には、その理由書(様式第2号)作成する)。 今回、閲覧した中にも、10万円以上の物が多数あるが見積2の大半がblankとなっているが、空白の状態では、検査結果が不明瞭であり、不備があったかどうか定かではない。 (改善策) 見積2については見積書が複数取れない特殊な事情があったのであれば、備考欄に理由書(様式第2号)有りとした上で、その添付を必要とした方がよいと思われる。	様式第1号において見積書2の記載がない事業者については、見積を複数取れない事情について記載した理由書(様式第2号)が作成されているか、現地調査において確認を行っている。 今後は、書類の管理状況をより明確にするため、令和4年度以降に使用する「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」の改定を行い、理由書(様式第2号)がある場合は、様式第1号の備考欄に記載するよう追記する。	実施済
14-3	73	商工労働部	産業支援課	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト 地域未来投資促進事業	合見積や取得財産等の管理を必要とする際の消費税について	指摘	(現状・問題点) 「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」では一件あたり10万円以上(税込)物品の購入、委託、外注等の場合は複数者から見積を取り、見積合わせをするとされており、免税事業者、課税事業者のいずれであっても税込みで判定するようになっている。 免税事業者の場合には、消費税分まで含め、補助金の交付がなされているにも関わらず、消費税抜きで判定を行い、かつ取得財産等管理台帳(交付要項別記第15号様式)への記載も消費税抜きで計上することになり、実際に補助金を用いて取得した取得財産等の金額を反映しないことになる。 (改善策) 金額の判断や取得財産等管理台帳への記載について、免税事業者は、消費税込み、課税事業者は消費税抜きでの金額で区分した方が合理的と思われる。 また、「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」の取得価格50万以上(税込)という表記は原則(免税事業者は税込)、取得価格50万以上(税抜)に修正すべきである。	見積りが必要になる基準価格を10万円(税込)としているのは、熊本県会計規則第95条における相見積りの基準価格が10万円(税込)であることを準用したものである。補助事業の適正執行のためにも、補助事業者にも県が随意契約を行う場合と同等の手続きを求めることが適当と考えことから、引き続き基準価格は税込価格により判定することとする。 令和4年度以降に使用する「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」の改定作業にあたり、地方創生推進交付金交付要綱第22条に定める「取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの」の解釈について内閣府へ確認を行った。その結果、「取得価格は税込価格により判断する」との回答であった。 このことから、同要綱の趣旨を踏まえ、引き続き「50万円以上(税込)」と記載することとする。	実施済

番号	頁	所管部門	回答所属(課名)	事業名	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
14-4	74	商工労働部	産業支援課	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト 地域未来投資促進事業	取得財産等の管理について	意見	(現状・問題点) 補助対象事業者が補助金を受けて取得した資産を処分する場合、補助事業財産処分承認申請書(別記第16号様式)の提出は、あくまで事業者からの自己申告に頼る体制になっており、県の方から積極的な確認はなされていない。したがって、補助事業財産処分承認申請書の提出なく、財産の処分がなされたり、耐用年数期間内早々に取得財産の売却があっても気付かず、その収入の全部または一部について県への納付が漏れたりするおそれがある。 (改善策) 毎年、事業者より取得財産等管理台帳の増減や用途変更の有無についての回答書の提出を求めることが望ましいといえる。或いは、一部の事業者には不定期で現地確認調査を行う旨を「熊本県地域未来投資促進事業補助金(商工観光労働部)交付要項」に定め実施することでも、一定の効果があると考えられる。	本補助金は、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けている事業を対象に実施しているため、補助対象事業者は、決算期ごとに同法に基づく実施状況報告を県に対して行うこととなっているため、この実施状況報告の時期に合わせて、少なくとも年1回は補助事業に係る取得財産の取扱いに関して、注意喚起を実施している。 引き続き、補助対象事業者に対しては同法に基づく実施状況報告に合わせて取得財産の管理状況についても定期的な回答を求めるとする。	実施済
14-5	75	商工労働部	産業支援課	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト 地域未来投資促進事業	債務超過の事業者に対する補助金交付について	意見	(現状・問題点) 熊本県地域未来投資促進事業補助金の交付を受けた事業者の応募種類の中から直近2期の決算書を確認したところ、いずれかの1期が債務超過となっていた事業者が1社あった。債務超過の事業者は一般に事業の継続が困難と考えられ、補助金の交付についてはより慎重な対応が必要と考えられる。万が一、補助金の交付直後に事業者が倒産するとすれば、熊本県の税金を消費してしまったことになる。この点、審査員による審査表を確認したところ、成果の確実性(事業遂行上の人的・物的体制が十分に整っており、事業を円滑に遂行できるか)をみても債務超過に関して得点に加味されたようには特段、見受けられない。 (改善策) 債務超過の事業者に補助金の交付をする場合には、通常事業者側の自己資金に余力がないことから、例えば補助金以外の資金調達の実現可能性や債務超過の解消や黒字化について説得力のある事業計画書の作成が必要であり、これをよく吟味しての交付が望まれる。なお、審査員には決算書の読み方に優れた専門家も加わっており、この点考慮していると考えられるが、現状の審査表からは、その判断過程が見受けられない。 少なくとも債務超過の事業者に補助金の交付をする場合は、その判断過程を審査表等の書類上に明記することが好ましいと思われる。	審査会では、経営支援に関する見識のある審査委員も加わって採択事業者の検討を行っており、事業者の経営状況も考慮のうえ審査を行っているところ。 審査会における判断過程を明示するため、令和4年度以降の審査会資料の様式等を見直し、債務超過の事業者に補助金の交付をする場合は、審査会における判断過程を審査書類上に記録することとした。	実施済
15-1	78	商工労働部	産業支援課	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト 社内イノベーションによる未来投資促進事業	予定価格の歩切りについて	意見	(現状・問題点) 平成31年度、社内イノベータ養成プログラム業務委託について確認したところ、契約を結ぶにあたり、積算資料や算定基礎の中で単価や工数に基づき設計金額を算出しているが、予定価格調書において設計金額から端数切捨てで減額することで、予定価格が設計金額と異なるものが見受けられた。設計金額は厳密な積算に基づいて算定されているのであるから、これを安易な歩切りにより、変動させることは好ましくない。また、根拠となる規定も無いことから、設計金額をそのまま予定価格とすることが望ましい。 (改善策) 現在改善に向けて通知等も出されていることから今後は改善されるものと考えられる。	令和3年3月11日に出納局から発出されたとおり、建設工事等以外に係る予定価格も、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとしているため、端数処理を廃止し設計金額と同額とする。今後も建設工事等と同様に取扱うこととし、遺漏のないようにする。	実施済

番号	頁	所管部門	回答所属 (課名)	事業名	件名	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニ ュアル による 措置 区分
16,1 7-1	82	農林 水産 部	流通アグ リビジネ ス課	地方創生未来型 農業の拠点づくり 支援プロジェクト 地域経済牽引事 業への重点的な 支援事業 くまもと県南フード バレー地域農産 物活用拠点強化 プロジェクト フードバレー地域 農産物加工施設 整備支援事業	補助事業 により取 得し、又 は効用が 増加した 財産の実 在性につ いて	意見	(現状・問題点) 補助事業者に作成を求めている取得財産等管理台帳の整備・運用状況について、定期的な 検証を実施していないため、補助事業者が取得財産等を当該事業の目的に反して使用し、譲 渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄している可能性を否定できず、要領を遵 守しているか確認ができない。 (改善策) 補助金を交付した目的が継続的に有効であるかについて、上記問題点を改善する策として以 下の事項が考えられる。 熊本県は、補助事業者が取得財産等を継続的に保有し、かつ、使用していることについて積 極的な確認を行うために、補助事業者に取得財産等管理台帳の提出を求め、内容を検証す る。 熊本県は、必要に応じて、補助事業者の取得財産等の実在性及び使用状況を確認するた めに実地確認を行う。	定期的に補助事業者へ取得財産等管理台帳の 提出を求め、内容検証を実施、または、現地確認 を行うこととした。	実施済
16,1 7-2	84	農林 水産 部	流通アグ リビジネ ス課	地方創生未来型 農業の拠点づくり 支援プロジェクト 地域経済牽引事 業への重点的な 支援事業 くまもと県南フード バレー地域農産 物活用拠点強化 プロジェクト フードバレー地域 農産物加工施設 整備支援事業	補助金等 に係る消 費税相当 額の取り 扱いにつ いて	意見	(現状・問題点) 補助事業者は、補助事業等完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに関する消 費税等相当額が確定した場合には、交付要綱の別記様式により書面で速やかに知事に報告し なければならない。一方、補助金交付要領においては、補助金の交付要綱において消費税等 に係る仕入控除税額の報告・返還に関する規定が整備されていない。 (改善策) 補助事業者は、補助事業等完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに関する消 費税等相当額が確定した場合、熊本県に対して書面で報告を行い、仕入税額控除を受けた消 費税等を返還する旨の手続きを明らかにした交付要領を整備し及び運用すべきである。 また、公平性の観点から、今後行われる他の事業に関しても、熊本県として交付要綱に消費 税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する規定のない事業については、消費税等に係る 仕入控除税額の報告・返還に関する規定を整備すべきである。	交付要領に基づく公募要領について、消費税に 関する規定を整備し、課税方法の確認につい ては、課税(免税)事業者届出書を徴求し、確認す ることとした。	実施済

番号	頁	所管部門	回答所属(課名)	事業名	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
16,17-3	88	農林水産部	流通アグリビジネス課	地方創生未来型農業の拠点づくり支援プロジェクト 地域経済牽引事業への重点的な支援事業 くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化プロジェクト フードバレー地域農産物加工施設整備支援事業	補助対象事業者の事業の継続性について	意見	<p>(現状・問題点) 事業に応募する事業者は、応募書類として直近2期分の決算書を徴求しているが、徴求した決算書の内容をチェックするにあたって、チェックリスト等の統一した確認目線はなく、担当者個人の能力に依存する形でチェックを実施している。また、以下のような状況にある会社があるにもかかわらず、決算の内容に関して公認会計士、税理士等の専門家の利用は実施されていない。</p> <p>赤字が継続している会社 債務超過の会社 グループ企業が複数ある会社 決算期変更等により2年分に満たない決算書が提出されている会社</p> <p>仮に、補助事業者が倒産となった場合、補助事業が当初の予定どおり実施できないことは明らかであり、補助実施計画時点で見込できなかったものかという観点からも決算書の内容の確認は重要な事項である。</p> <p>(改善策) 一定水準以上での決算書の内容を検討するためには、例えば以下のツールを整備し、運用することが考えられる。 決算書の内容を検討するポイントをチェックリスト化する 決算書の内容を検討するポイントに関して研修を実施する 設定した要件(赤字継続、債務超過等)に該当した場合には専門家の意見を聴取する体制とする</p>	決算書内容審査に関するチェックリストを作成済。 専門家については、現在審査員として参画してもらっている産業支援財団のアドバイザー(中小企業診断士)へ必要に応じて専門的な意見を求めていることとした。	実施済
16,17-4	90	農林水産部	流通アグリビジネス課	地方創生未来型農業の拠点づくり支援プロジェクト 地域経済牽引事業への重点的な支援事業 くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化プロジェクト フードバレー地域農産物加工施設整備支援事業	補助対象経費の金額の妥当性について	意見	<p>(現状・問題点) 当補助金は、施設・設備等の整備導入、機械・備品等の購入、研究開発・加工品開発等に対する補助であり、当該施設等に関する調達コストが低ければ補助金額も下がり、効率的な補助が可能となるため、補助金の経済性の観点から、適正な業者から適正な価格で調達が行われているかが重要である。</p> <p>補助金申請時に業者から見積書の提出を求めているが、現状は一社のみで見積りをもって申請を受け付け、見積り合わせが行われているかどうかの確認ができていないケースが見られた。また、見積り合わせを行わず一者随意契約により契約を締結することについて、合理的な理由書を記載した文書を入手して内容の検討・承認を行う等の対応も行っていなかった。さらに、熊本県は、ハード事業に関して、入札を行うことについて指導を行っているが、入札の実施の有無、内容、結果について確認は、事業完了時の事後的なものとなっていた。</p> <p>(改善策) 上記問題点を改善し、補助金の有効性、効率性をより高めるための例として以下の策が考えられる。 公募要領に記載する応募書類のうち、見積書は複数の見積書とする 補助事業者は、相見積りを行うことが困難である場合で、一者随意契約により契約を締結することを予定する場合は、合理的な理由書を記載した文書を作成し提出する 補助金交付の審査の段階で、上記複数の見積書又は合理的な理由書を確認の上、補助対象経費の額が妥当であるかの判断を行う</p>	既にR3年度から複数の見積書の提出を求め、1者のみで見積りの場合は、1者随意契約時の理由書について徴求済。	実施済

番号	頁	所管部門	回答所属 (課名)	事業名	件名	指摘・ 意見の 区分	内容	改善措置	マニュアルによる 措置区分
18-1	93	商工労働部	商工振興金融課	「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト 小規模事業者復興支援コーディネート事業	委託料の概算払について	意見	(現状・問題点) 小規模事業者復興支援コーディネート事業を委託した事業者との支出負担行為を確認したところ概算払が行われている事業者が1社あった。そして、施行伺いにて概算払が必要な理由を確認したところ、「多くの事業を並行して実施しているため自己資金に余裕がないことから、専門家への謝金や従事する職員に対する人件費が継続的に発生する本委託業務を円滑に遂行するため(一部抜粋)」と記載があるのみであった。 概算払は、債務額が確定しておらず、委託業務の履行が完了していない時期に行われるものである。そして、熊本県会計規則第44条1号で認められている方法は「できる」規定であり、原則的な支出方法の特例として位置づけられるものである。したがって、概算払の際には、概算払の理由、時期および概算払の金額の根拠などを明確にすることが望まれる。 (改善策) 概算払を行うときは、事業者から概算払請求書だけでなく当該金額の根拠となる資料の提出を求め、根拠となる数値の妥当性や概算払の理由との整合性などを併せて確認することが必要である。	これまで、概算払の際の理由、時期及び概算払額の根拠などが明確でない例があった。 御意見いただいた後の概算払に当たっては、前記内容が明記された資料の提出を徹底し、適否を適切に判断した上で、概算払することが出来ている。	実施済
19-1	95	商工労働部	労働雇用創生課	「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト (工業系)高校生県内就職率アップ推進事業	決算書の使用目的・検討方法について	意見	(現状・問題点) 公募要領の応募書類で「直近2期分の決算書」が必要とされていた。しかし、「直近2期分の決算書」を要求しているものの、公募要領の選考基準で求められている財産的基盤が何か、選考過程で何をもちて財産的基盤があるのかを判断しているのが不明なものが見受けられた。 (改善策) 会社が将来にわたって存続し、持続的な地域経済の発展に貢献できる企業を選考できるようにするために、決算書を確認した際に満たしていなければならない定量的な基準を明確にしておくことが考えられる。県担当者や審査担当者が、決算書の読み方に精通しているとは限らないため、募集要項に記載しないまでも、「2期連続で税引前当期純損失となっていないか」、「債務超過となっていないか」等のチェック項目をチェックリストに反映することで審査の実効性をより高めることができる。	当該事業は廃止となったため、今後同種の事業を行う際は、意見を反映させたうえで実施する。	実施済
19-2	96	商工労働部	労働雇用創生課	「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト (工業系)高校生県内就職率アップ推進事業	借入金の利子相当額に対する補助金について	意見	(現状・問題点) 当該事業に関する借入金の利子相当額の補助金交付申請に際して、金銭消費貸借契約書(以下「契約書」という。)の控えや金融機関へ提出する資金使途が分かる資料の控え等、利子補給金の対象となっている借入金が他の用途に使用されていないことを検討している資料を確認することができなかった。 (改善策) 熊本県補助金交付規則では、事業者へ補助金等の他の用途への使用をしてはならない旨を規定している。したがって、県側では、交付申請時において、上記規則に従い補助金の交付目的が適切に遂行されているか、適切に審査できる資料の提出を事業者へ求め、県にて控えを保管しておくことが望まれる。	当該事業は廃止となったため、今後同種の事業を行う際は、意見を反映させたうえで実施する。	実施済

番号	頁	所管部局	回答所 属 (課名)	事業名	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置	マニ ユ アル に よ る 措 置 区 分
20-1	101	商工 労働 部	企業立 地課	「選ばれる熊本」 を 目 指 し て ！ 人 の 流 れ 創 出 プ ロ ジ ェ ク ト 熊本型人財マッ チングプラッ フォーム事業	単 独 見 積 り に つ い て	意見	(現状・問題点) 当該事業の実績報告書に添付されている単独見積等理由書を閲覧したところ、補助対象事業者が事業に利用するOA機器類およびオリジナル家具の発注・納品に際してそれぞれ単独見積りを行っていることを確認できた。それぞれ単独見積りの理由が添付されているものの、発注した内容は同業他社でも十分に実施可能と思われるものであった。単独見積等理由書の記載内容を実績報告以前に確認し、県が複数見積りを実施するように事業者に対して指導することができなかったのか疑問である。 (改善策) 事業者が単独見積りを行う場合には、単独見積りを行う方針となった段階で事業者から事前に県に報告する仕組みが必要と考える。具体的には、補助金交付要領に単独見積りを行う際に事前報告をさせるような規定を設けることが考えられる。	補助対象事業者に単独見積りを行う際は理由書を作成の上、県に事前相談するよう、令和3年度中に指導した。 なお、令和3年度に当該補助事業は終了したため、補助金交付要領の改正は行っていない。	実施済
20-2	103	商工 労働 部	企業立 地課	「選ばれる熊本」 を 目 指 し て ！ 人 の 流 れ 創 出 プ ロ ジ ェ ク ト 熊本型人財マッ チングプラッ フォーム事業	取 得 財 産 等 の 管 理 に つ い て	意見	(現状・問題点) 補助事業財産処分承認申請書の提出は、あくまで事業者からの自己申告に頼る体制になっており、県の方から積極的な確認はなされていない。したがって、補助事業財産処分承認申請書の提出なく、財産の処分がなされたり、耐用年数期間内早々に取得財産の売却があっても気付かず、その収入の全部または一部について県への納付が漏れたりするおそれがある。 (改善策) 毎年、事業者より取得財産等管理台帳の増減や用途変更の有無についての回答書の提出を求めることが望ましいといえる。或いは、一部の事業者には不定期で現地確認調査を行う旨を交付要項に定め、実施することでも、一定の効果があると考えられる。	令和3年度末に補助対象事業者への実地検査を行い、財産の確認を行った。補助事業により取得した財産を処分しようとする際は、連絡をするよう指導している。また、必要に応じて、適宜、現地にて確認を行う予定。	実施済

番号	頁	所管部局	回答所 属 (課名)	事業名	件名	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニ アルに よる措 置区分
21-1	106	農林 水産 部	農業技 術課	阿蘇草原を活用 した畜産農家の 放牧・飼養管理 生産性革命プロ ジェクト	当初予算 からの設 計変更に ついて	意見	<p>(現状・問題点)</p> <p>地方創生拠点整備交付金事業として国から平成30年3月に交付決定を受け、平成29年度予算として成立したが、平成29年度は事業に着手できないまま、平成30年度の繰越明許費として計上されている。平成30年度に入ってから、具体的な基本構想、基本設計、実施設計などを行い、本体工事についてはそれぞれ入札等を実施後、県は建築事業者と公共工事請負契約書を締結している。</p> <p>繰越明許費を増額すること自体に問題はない。しかし、当該施設整備事業では当初、予算を大幅に超過することから対象外としていた風雨対策工事が結果的に繰越明許費の増額という形で承認されており、当初予算策定時に施設の風雨対策についての課題検討が十分ではなかったと言わざるを得ない。</p> <p>また、当該事業の本体工事は、それぞれ一般競争入札及び指名競争入札が行われているが、設計変更の内容が当初の仕様書に加味されていれば、入札業者からの見積り内容も変わるため、入札結果にも影響していた可能性がある。</p> <p>(改善策)</p> <p>今後、当初予算策定時には次の3点について留意すべきである。</p> <p>公共工事の品質は、公共工事が現在および将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有するものであり、風雨対策が中長期的に県民の財産を守ることに必要と考えるのであれば、当初予算策定時に適切に予算化すべきである。</p> <p>工事の着手後に、設計変更が発生することはある程度理解できるが、当初から設計変更が起こることが予測され、かつ、金額的にインパクトがあるものであれば、競争入札の結果にも影響を与える可能性もあるため、競争入札の公平性を確保する上でも、当初予算策定時に十分に検討を行うことが重要である。</p> <p>当該事業の予算区分「次世代農業ローカルイノベーション創出事業」は県下の別の公共工事も含めて24事業からなっているが、それぞれ全く別の施設工事等であり、ある程度分けて予算化することが望ましい。予算を一本化することで、個別予算に少しずつ余裕を持たせて、予算が足りない事業の金額を付け替えるなど調整することが可能となるため、予算の効率的な配分の観点からも留意が必要である。</p>	<p>実施計画策定時において、内容や品質を組織的に確認するための「施設建築工事実施計画策定時における検討事項確認シート」を作成した。これを、全研究所へ周知し、実施計画が十分に検討できるよう徹底を図った。</p>	実施済

番号	頁	所管部門	回答所属(課名)	事業名	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
22-1	111	【事業所管】 農林水産部 【制度所管】 土木部(工事)出納局(工事以外)	農業技術課 監理課 管理調達課	長期貯蔵による農産物の生産性向上・高付加価値化拠点形成プロジェクト	登録事業者の審査制度について	意見	<p>(現状・問題点) 当該事業において設計・監理の業務を委託された事業者は、税金の未納は無かったものの、社会保険料の未納が存在したことから、契約後、監理業務の履行途中に日本年金機構熊本東年金事務所から「債権差押通知書」が届き、当該事業の委託業者に対する債務が差し押さえとなった。債権の差し押さえを受けるということは資金繰りに窮しているということであり、法人の事業継続性に問題があるということである。法人が倒産すれば、委託している設計・監理業務についても不履行となる可能性が高く、熊本県としても契約のやり直し等追加業務が発生する可能性があり、不効率である。</p> <p>(改善策) 社会保険料の未納については期限を過ぎると機械的に差し押さえがなされることから、影響が大きいといえる。今後競争参加資格審査において、社会保険料等の未納がないか確認する仕組みを導入する必要がある。 具体的には、以下のような手法を検討してはどうか。 社会保険料の納付済領収書の提出を求める 社会保険料等、重要な未納金が存在しないことの宣誓書を提出させる 委託契約書等に差し押さえを受ける可能性のある重要な未納金が発生した場合は速やかに県側に報告する義務を記載する なお、当該意見については競争参加資格制度の見直しであることから、制度所管課において検討をお願いしたい。</p>	<p>当該事業の個別の契約については、現行制度に即して適正に手続きを行っているところである。【農業技術課】</p> <p>制度所管課(公共工事)【監理課】 建設業者については、公共工事の受注に必要な経営事項審査において社会保険料の納付済領収書等をもとに確認するとともに、入札参加資格申請の要件としている。 設計・コンサルタント等業者については、入札参加資格申請の要件として、社会保険料の納付確認は行っていないことから、次回(R5年度)の入札参加資格申請の受付から、社会保険の納付確認を行うことを検討する。 なお、いずれの場合も国税及び県税に未納がないことを確認している。</p> <p>制度所管課(工事以外)【管理調達課】 について 社会保険への加入は、競争入札参加資格の審査事項であり、等級格付の審査事項である。 これら審査事項の審査にあたっては、競争入札参加資格申請時に、直近の社会保険料の納付済領収書(写し)の提出を求め、社会保険料の納入状況の確認を行っている。</p> <p>したがって、については、既に実施している。 について の社会保険料の納付済領収書(写し)の提出のほか、消費税及び地方消費税の納税証明書、都道府県税の納税証明書、個人住民税特別徴収実施に係る書類を徴取している。これをもって重要な未納金の存在如何は確認できるので、さらに宣誓書の提出を求めることまでは考えていない。 について 事業担当課において、委託契約時に当該記載をすることは可能であると思料する。</p>	着手済

番号	頁	所管部門	回答所 属 (課名)	事業名	件名	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニ ユ アルに よる措 置区分
23-1	115	【事業 所管】 農林 水産 部 【制度 所管】 土木 部	農業技 術課 監理課	情報通信及び解 析技術を活用し た施設園芸の統 合環境制御によ る生産性向上プ ロジェクト	公共工事 の事務手 続きにつ いて	意見	<p>(現状・問題点)</p> <p>事務手続きに問題はないものの、環境制御施設機能強化工事は契約額が4億7,520万円の大型工事であり、上記の事務手続きには以下のような違和感がある。 大型工事にしては当初契約の工期が短すぎる。 施工業者から平成31年2月12日に提出された工程表には、3月29日までに建築工事と機械設備工事が100%完了するとなっているにも関わらず、わずか1か月後に施工業者から工期変更願が提出され、8月31日まで延長になっている。 契約締結が平成31年1月28日であり、当初から3月29日に工事は完了する見込みはないため、特記仕様書には8月30日まで延長することが予定されているにもかかわらず、受注者である施工業者側の理由で工期の延長する手続きとなっている。 ただし、問題点として記載した事項は、当該事業の監査過程で検出されたものの、当該事業特有の事象とは言えず、現行制度上、熊本県の全事業で発生している問題であることに留意する必要がある。</p> <p>(改善策)</p> <p>平成30年度は、平成28年熊本地震の影響により、熊本県全体で施工業者における人員確保及び資材確保が困難となっており、当該事業のように、基本構想や基本設計、実施設計などが遅れ、本体工事の工期の開始自体が遅れてしまっているケースは多く、事故繰越しは妥当なものであると判断するが、表面上の事務手続きを優先することで、実態とは異なった契約手続きがなされることは是正すべきである。 具体的には、契約締結時点において工期が翌年度に跨ることが分かっているのであれば工期を実態に合わせた期間にすることや、施工業者に誤った工程表の提出を求めたり、県側の都合によるにも関わらず工期変更願を提出させたりするようなことがないように、事務手続きを改善すべきであると考え。</p>	<p>当該事業の個別の契約については、現行制度に即して適正に手続きを行っているところである。【農業技術課】</p> <p>契約時点において、工期が翌年度に跨るものについては、適正な工期設定となるよう、令和3年度から9月議会での繰越設定や財務局協議を始めたところ。 なお、契約時点でこれらの手続きが完了していないものについては、会計年度独立の原則から、年度末までの工期に契約している。 便宜上、年度末までの工期とした契約に係る工程表については、適正工期を確保した実態に即した工程表を求めるよう改めたい。 また、便宜上、3月末までの工期とした契約に係る工期変更願については、県内部でも取り扱いに違いがあることから、土木部の取扱いに統一したい。(土木部では工期変更願いを求めている)【監理課】</p>	着手済

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について
(テーマ「地方創生事業に関する財務執行状況について」)

番号	頁	所管部門	回答所 属 (課名)	件名	内 容	改善措置	マニュアル による 措置区 分
1	119	1 総務部	財政課	予算の繰越について	<p>1. 熊本県と九州他県の繰越額の推移 熊本県では近年、これまで経験したことがないような自然災害に度々見舞われており、特に、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨では熊本県全体で大きな被害を受けた。それに比例するように、熊本県では繰越明許費や事故繰越による繰越額が急増している。</p> <p>平成28年度は熊本地震の影響で繰越明許費が3,402億円に達しており、その後も約1,000億円の水準で推移している。九州他県では平成29年7月九州北部豪雨に見舞われた福岡県でも繰越明許費が増加している。</p> <p>当該繰越事由は、自然災害という避けがたい事故によるものであるが、明許繰越し及び事故繰越しのいずれの要件も満たしている場合は、明許繰越しによるのが一般的であり、大規模な自然災害時に繰越明許費が増加する傾向にあると言える。</p> <p>平成29年度は熊本地震からの復旧・復興のための事故繰越の繰越額が1,279億円に急増している。また、平成30年度以降も熊本地震の影響で資材高騰や人員不足などにより工事遅延等が起こっており、200億円程度の事故繰越しが続いている。</p> <p>なお、平成30年10月に、東日本大震災復興特別会計予算で措置された事業等に追加して、熊本地震で被害の大きかった熊本県及び大分県を対象として、事故繰越事務手続が簡素化されている。具体的には、従来は事業概要や事故繰越しに至った経緯、今後の見通し、その他参考となる事項について詳細な理由書を作成する必要があったが、繰越理由を定型化するなど最低限の記載に限定し、詳細な資料の添付も不要となったことで、事務手続きが効率化されたことも事故繰越が増加した要因であると考えられる。</p> <p>また、令和元年10月には、災害復旧・復興事業(経費)にかかる事故繰越の事務手続きが全国に拡大し、地震等の災害による復旧・復興事業については上記と同様に事務手続きが簡素化されている。</p>	<p>本県において繰越額が増加している要因として、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス、国経済対策等に係る事業の増加や、当該増加に伴い、人員不足や資機材の調達が滞るほか、新型コロナウイルス感染症対策による工事進捗の遅れが挙げられる。</p> <p>本県の状況として、大規模な自然災害発生年度に繰越明許費が増加、その翌年度に事故繰越が増加し、以降は段々と減少していく傾向にある。</p> <p>なお、近年の災害発生年度、翌年度における一般会計の繰越明許費・事故繰越の状況は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月九州北部豪雨(平成24年度:繰越明許費1,416.5億円、事故繰越1.6億円 平成25年度:繰越明許費716.9億円、事故繰越101.7億円) ・平成28年熊本地震(平成28年度:繰越明許費3,402.1億円、事故繰越12.1億円 平成29年度:繰越明許費1,165.7億円、事故繰越1,280.0億円) ・令和2年7月豪雨(令和2年度:繰越明許費2,065.7億円、事故繰越98.9億円 令和3年度:繰越明許費1,690.5億円、事故繰越503.7億円) 	実施済
		2 企画振興部	企画課		<p>2. 地方創生推進交付金事業、地方創生拠点整備交付金事業における繰越額の推移 熊本県は平成30年度から「地方創生推進交付金事業及び地方創生拠点整備交付金事業の効果検証」について公表している。熊本県の繰越額のうち、平成30年度から令和2年度までの地方創生推進交付金事業での繰越額は83百万円から135百万円、地方創生拠点整備交付金事業に関わる繰越額は平成30年度に872百万円あった。</p> <p>地方創生推進交付金事業及び地方創生拠点整備交付金事業は国から平成30年3月に交付決定を受け、平成29年度予算として成立したが、平成29年度は事業に着手できないまま、ほとんどが平成30年度の繰越明許費として計上されている。平成30年度予算においても平成28年熊本地震の影響を受け、特に地方創生拠点整備交付金事業においては、施工業者における人員確保や資材確保が困難なことから、平成31年度(令和元年度)に事故繰越しが行われている。</p> <p>予算の繰越に関する事務手続上の課題については、「次世代農業ローカルイノベーション創出事業(情報通信及び解析技術を活用した施設園芸の統合環境制御による生産性向上プロジェクト)」の項目でも述べたが、近年、国の予算においても歳出予算の実質的な複数年度化により、債務負担行為の規模増加や、議会における予算審議の空洞化といった問題が懸念されている。</p> <p>税収の減少により、大きなプロジェクトに関しては複数年をかけて支出をコントロールする必要性は今後も増加することが考えられ、熊本県においても、事務的な課題の解消の他、上記のような制度上の課題への対処も求められる。</p>	<p>地方創生推進交付金事業においては、これまでも天候不順等のやむを得ない事情によるものを除き、繰越は行っておらず、今後も関係課と連携して計画的な執行を行っている。</p> <p>また、補正予算で対応される地方創生拠点整備交付金事業については、工期が確保できない年度末に交付決定がなされることから、本県においても採択されたプロジェクトについては、毎回、繰越手続きをとっている。</p> <p>このような国の補正予算に係る地方創生拠点整備交付金のプロジェクトについては、本県は毎年度申請しているものではなく、喫緊の課題に対応した地方創生に資する真に必要な場合のみ交付申請を行っており、令和元年、2年度は申請していない。今後も繰越しを前提とせず、適正な執行に努める。</p>	実施済

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について
(テーマ「地方創生事業に関する財務執行状況について」)

番号	頁	所管部署	回答所属(課名)	件名	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
2	125	企画振興部	企画課	KPIの設定と事業評価について	<p>熊本県で実施している地方創生に関する事業について、KPIの設定対象となっているのは各「プロジェクト」となっており、「事業」ではない。また、各事業に関しては各担当部署が所管して事業を実施しているものの、これらをまとめたプロジェクトおよび、地方創生事業全体を統括する部署が存在しない。そのため、実施事業の評価に際して以下のような問題点が生じている。</p> <p>KPIがプロジェクトごとにしか設定されておらず、構成事業に対して紐づけされていないため、構成事業の評価が明確ではない。</p> <p>プロジェクトごとのKPIの設定と評価は行っているものの、KPIが未達成となっている場合の問題点の改善に対して、どの部署が責任を負うことになるのかが明確になっていない。</p> <p>KPIとは事業や政策の実績を評価する判断指標であり、当該目標を達成する努力をすることも重要ではあるが、目標を達成できなかった場合には今後どのように改善していくか、その改善に関してどの部署が責任を負うのか、といった点を明らかにすることの方が、事業を将来に向けて改善していくという観点からは重要である。</p> <p>現状では、後に掲載するプロジェクトごとの評価資料に記載された通り、KPIをどの程度達成したか、の言及はあるものの、KPIが未達成となった事業に対する今後の改善策の提示などが具体的に示されていない。法律上、交付金の交付条件としてKPIの設定とPDCAサイクルによる検証は交付金の条件となっているものの、KPIの「達成」までは条件となっていないことから、あえて未達原因を調査しようとするインセンティブが働かない点は制度上致し方のない面もある。ただ、以下の示す手法で、事業ごとの評価、および各プロジェクトの総体としての地方創生事業の評価指標を設定し、今後の政策に生かすようにしてはどうか。</p> <p>1.KPIの階層化</p> <p>KPIの設定が補助金交付の条件となっているため、プロジェクトごとのKPIを設定しており、実績との比較までは行っているものの、その結果をその後のプロジェクトの改善につなげる取り組みが希薄か、もしくは明確にされていない。PDCAのAの部分をもっとわかりやすく説明する必要がある。</p> <p>事業の中にはKPIを設定されていない事業がある。せっかくプロジェクトごとのKPIを設定するのであれば、事業全体、もしくは県の総合戦略と結び付けたKGIを設定し、プロジェクトごとのKPI、事業ごとのKPIというように、KPIを階層化し、それぞれの事業ごとの評価も明確化できるようにしてはどうか。加えて、現状事業ごとに担当(責任)部署が分かれており、プロジェクトはその集合体であることから、プロジェクトごとに設定されているKPIの達成や、その後の改善に関する責任をどの部署が担うのかが不明瞭になりやすい。したがって各プロジェクトの責任部署も明確にする必要があるのではないかと考えられる。</p> <p>事業評価の指標となるKPIについては、プロジェクトごとに複数設定されているが、各事業に対してKPIが明示されているわけではない。また、KPIの設定に関する「指標担当部署」はあるものの、当該指標と事業を実施する部署が1対1で対応するようにはなっていないため、個別の事業が各KPIの達成に対してどの程度貢献しているかを評価することができない。そこで、KPIを階層化し、少なくとも各事業につき1つのKPIで、事業を評価できるようにすることが考えられる。</p> <p>2.KPI、KGIの評価担当部署の設定</p> <p>KGIの設定、KPIの細分化ができれば、事業ごともしくは事業全体の目標達成状況の確認も容易になる。</p> <p>構成事業ごとに評価の指標が設定され、これらがプロジェクトごとのKPI、プロジェクト大分類のKGIまで連携するようになれば、各事業の達成状況については各部署で、プロジェクトごとに設定されたKPIの達成状況については、プロジェクトを取りまとめる部署で評価し、最終的には、地方創生事業全体としての推進状況を、KGIに基づきしかるべき役職者が評価できるようになる。</p> <p>現状では、各プロジェクトは構成事業の集合体ではないため、事業の効果検証といっても目標の達成度合いを公表するのみであり、正しく評価し、将来の事業推進を改善するところには至っていない。</p> <p>国からの交付金である以上、その財源は熊本県民を含めた国民からの税金であり、税金が効果的に利用されるためには、単に評価を実施するのみではなくその結果を後の政策にフィードバックすることが重要であり、地方創生事業においてPDCAサイクルに基づき事業を継続する趣旨もその点にあるものと考えられる。その前提となる事業評価は、事業実施部署から離れた第三者が、客観的な指標に基づき行うものでなければ、意味のあるものとは言えない。また、各プロジェクトは地方創生という最終目標に向けて推進されるものであるため、評価に関しても各事業単体、もしくはプロジェクトごとの評価にとどまるのではなく、地方創生事業全体を通して評価、検証する責任者も必要であり、例えば知事、副知事が最終的な評価者となって、県民に対し事業の成果の報告と、課題の改善に向けて説明を行い、県民が地方創生事業の実施状況を最終的に評価できるように努力することが望まれる。</p>	<p>熊本県では、「新しいまもと創造に向けた基本方針」、「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める施策を効果的に展開するため、PDCAマネジメントサイクルにより、継続的な改善を図りながら、成果重視の県政運営を行っている。</p> <p>地方創生関連交付金事業も含め、このPDCAマネジメントサイクルの中で、政策評価を行っているが、地方創生推進交付金事業及び地方創生拠点整備交付金事業については、これに加え、国が定める方法に沿って効果検証を行っている。</p> <p>政策評価では、施策を代表するKPIと施策ごとの実施状況や課題を県民アンケートや外部有識者の参画も得て、毎年度評価を行い、その結果も公表しているが、主要な取組みとして評価される取組みだけでなく、県の主要な事業のすべての実施状況を主管課において確認したうえで、総合戦略に定める施策ごとに整理している。</p> <p>同様に地方創生関係交付金事業については、プロジェクトの成果を測る代表的なKPIを定め、構成事業の成果の総体として、プロジェクトの目的を達成しようとするものであるが、地方創生事業全体を推進する企画課の責務を再確認し、各プロジェクトのとりまとめ役となる主管課と各構成事業を実施する担当課との連携を図りながら、プロジェクトを推進していく。</p> <p>事務の効率化の観点からも、現状では地方創生関係交付金事業は、国の定めた方法による効果検証を行っているところであるが、これらの交付金事業も含め、県の地方創生に向けた取組みについては、前述の総合戦略のPDCAサイクルの中で、適切に評価していく。</p>	実施済